

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	高取町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&amp;so_cd2=6&amp;so_cd3">http://www.town.takatori.nara.jp/soshiki_view.php?so_cd1=2&amp;so_cd2=6&amp;so_cd3</a>

執行機関名 高取町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年九月高取町条例第二十四号)別表第一 第二の項 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭の親子等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)高取町ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(昭和五十三年十月高取町規則第二号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)第四条及び第五条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)第四条及び第五条の証明書交付の申請及び助成金の支給制限に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	高取町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和五十三年十月高取町条例第十一号)第四条及び第五条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

備考		
----	--	--